マイナンバー制度 1

いよいよ、来年1月から社会保障と税の共通番号制度いわゆるマイナンバー制度がスタートします（2013年5月24日に成立。正式名称は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）。

中小企業経営者が知っておかなければならない知識や心構え等について、2回にわたり、お伝えいたします。

今月号では制度の概要について、次月号では具体的な対応等についてわかりやすく紹介いたします。

1 マイナンバー制度とは？

国民1人ひとりに番号を与え、社会保障や税の手続きを効率化する制度です。

2 導入の趣旨は？

複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報だということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する社会基盤を構築することにあります。

3 いつから？

平成28年1月からです。

4 だれに？

具体的には固有の12桁の"個人番号"が住民票がある市町村から個人に簡易書留で本年10月から届きます（生まれたばかりの赤ちゃんにも）。

5 具体的にどのような場面で使われる？

①社会保障分野
・年金の資格取得などの「年金分野」
・雇用保険等の資格取得等などの「労働分野」
・医療保険の保険料徴収等の「福祉・医療・その他の分野」

②税分野
・確定申告書や税務当局への各種届出書などへの記載

③災害対策分野
・被災者生活再建支援金の支給事務や被災者台帳作成事務

に利用されます。

6 番号の管理は？

システム面、制度面双方における保護措置がとられています。本制度が導入された後も個人情報は従来通り各行政機関が保有します。

制度面では①番号の照会に際しては、個人番号を直接用いず機関ごとに異なる「符号」と呼ばれる別の番号を用いて情報連携を実施し、②アクセス制御により、情報にアクセスできる人の制限・管理を実施、③通信を暗号化するなどの措置がとられます。

7 制度面での対策は？

個人番号を含む特定個人情報の利用は厳しく制限されます。具体的には、法律に規定されている社会保障・税・災害対策のそれぞれの分野にかかわるもの以外は、情報の収集・保管あるいはファイルの作成が禁じられています。

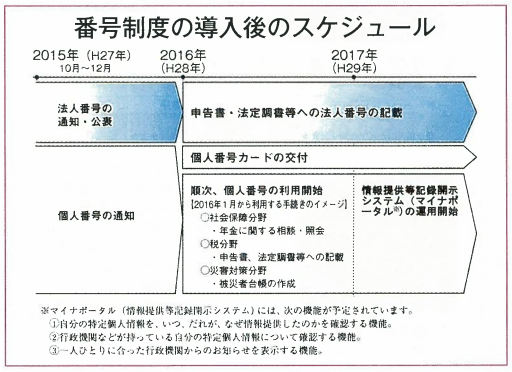

8 監視・監督は誰が？

これらの運用が適切になされているかどうかの監視・監督は、独立性の高い第三者委員会「特定個人情報保護委員会」が行います。

この委員会は、対象者からの要請に応じて指導・助言を行う場合と、委員会がその必要性を感知したことにより自ら行う場合の双方があります。

9 情報の使われ方の確認は？

各個人が自分の特定個人情報がどのように使われたかということを確認できる「情報提供等記録開示システム」（マイナポータル）の運営が予定されています。これは、インターネット上で自分の情報をいつ誰がなぜ情報提供したのか確認できる制度で法律施行後1年をめどに設置することが政府に義務づけられています。

10 罰則規定は？

法律では、厳しい罰則が定められています。例えば法律第67条では、正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合は4年以下の懲役あるいは200万円以下の罰金刑を科す規定になっています（同じような個人情報の取り扱いを定めた法律である個人情報保護法では罰則規定がありません）。

11 身分証明書として使える？

通知カードが届いた後の2016年1月以降、市町村に出向いて申請すれば、ICチップつきの個人番号カードの交付を受けることができます。この個人番号カードは顔写真が付くため、身分証明書としての役割を担うことが期待されています（個人番号カードの交付を受ける場合は、通知カードを返納することとなります）。

12 法人番号の取り扱いは？

法人番号も個人番号と同様に10月以降、各法人に書面で通知される予定ですが、この番号は誰でも知ることのできる情報として公表されることが決まっています。個人番号とは異なり、法人番号の管轄は国税庁になります。

次月では、具体的取り扱い等についてお伝えいたします。

著者プロフィール

山口（ヤマグチ） 昇（ノボル）

生年月日 昭和32年7月4日
出身 新潟県加茂市
資格 税理士・行政書士（昭和56年12月取得）
事務所／住所 〒959-1383 新潟県加茂市旭町15番30号
事務所名 税理士法人 山口会計パートナーズ
TEL 0256-52-6869
FAX 0256-52-1674
e-mail yn@tkcnf.or.jp
URL http://www.yamanobo-zeirishi.jp/

5月号5ページに記載した著者プロフィールが誤っておりましたので、お詫びするとともに次のとおり訂正したプロフィールを掲載致します。

社労士ミトオフィス
水戸伊智郎 氏
［事業所住所］〒959-1754
五泉市中野橋268-1
［電話番号］0250-58-5068
［FAX］0250-58-1530
［E-mail］ichiro@mito-office.com